

伊那市第5波対応中小事業者応援金 Q&A (よくある質問)

Q1 「第5波対応中小事業者応援金」の対象者と応援金の額はどのようになっているか？

A1 対象者は、市内店舗等で事業を行う中小法人又は個人事業主で、2021年8月及び9月の2カ月間の合計事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年又は前々年同期比で30%以上減少している方が対象となります。

支給額は、**対象期間の事業収入について、前年又は前々年の同期間と比較した際の差額（減少額）（千円未満の端数がある場合は切捨。）**とします。ただし、1事業者あたりの上限額を中小法人等の方は10万円、個人事業主の方は5万円とします。

Q2 支給の条件は何か？

A2 次の4つをすべて満たす必要があります。

①市内店舗等で事業を行う中小法人または個人事業者であること（公共法人、宗教団体、政治団体及び性風俗業を営む者を除く。）

②2021年1月1日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること

③2021年8月及び9月の2カ月の合計事業収入が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年又は前々年同期比で30%以上減少していること。

④経営者が、暴力団員及び暴力団関係者でないこと

⑤業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること。

（「信州の安心なお店」の対象業種はその認証を受けていること、それ以外の業種は「新型コロナ対策推進宣言」を行っていること。）

なお、減少率は小数点第2位以下は切り捨てて算出をしてください。（29.999%は29.9%となり対象外、30.012%は30.0%となり対象となります。）

Q3 国の「月次支援金」や県の「特別応援金」を既に受給している、あるいは受給予定をしている場合でも申請できるか？また、県の「新型コロナウイルス拡大防止協力金」を既に受給、あるいは受給予定がある場合は申請できるか？

A3 国の「月次支援金（令和3年8月又は9月分）」や県の「特別応援金（第2弾）」との併給申請はできません。8月や9月を対象としていない月次支援金や特別応援金、また県の「新型コロナウイルス拡大防止協力金」との併給申請はできます。

Q4 事業収入は何を指すか？

A4 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち、「事業」収入欄の「事業 営業等」、「事業 農業」に記載されている金額が該当します。

Q5 事業収入が減少率30%未満の場合は対象とならないか？

A5 申し訳ございませんが、減少率が30%未満の方は対象になりません。今回の応援金では、新型コロナウイルスの再度の感染拡大によって大きな影響を受けた事業者の方を支援することを目的としているため、事業収入の減少率に一定の基準を設けさせていただいています。

伊那市第5波対応中小事業者応援金 Q&A (よくある質問)

Q6 複数の事業を行っており、事業全体では収入減少率の要件を満たさないが、一部事業の収入だけみれば該当する。この場合、支援を受けられるか？

A6 受けられません。

同一の事業者が主たる事業以外にも事業収入を得ている場合には、それら全ての事業収入を合算した事業収入額をもって判断しますので、必ず全ての事業収入額にて申請するようにお願いいたします。(事業収入についてはQ4をご覧ください。)

Q7 中小法人等とはどのような法人か？

A7 中小企業基本法に基づき定義されている中小企業者及びその他の法人(公共法人、宗教団体、政治団体及び性風俗業を営む者を除く)となります。詳細は下記をご確認ください。

| 業 種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|-------------------|---------------|--------|
| | 資本・出資金 | 従業員数 |
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |

Q8 伊那市民であり、伊那市外で店舗を営んでいる。今回の補助の対象となるか？

A8 申し訳ございませんが、市内で店舗等を営んでいない場合は対象になりません。

Q9 市内外で複数店舗経営しているが対象になるか？対象の場合、市内事業の収入で判断するのか？

A9 複数店舗を営んでおり、そのうちの一部が市内で営んでいる場合は対象となります。

なお、減少率については、同一事業者が行っている全ての事業収入額をもって判断しますので、必ず全ての事業収入額にて申請するようにお願いいたします。

Q10 副業をしている場合はどうなるか？

A10 確定申告において事業収入がある場合は、対象となります。

Q11 必要書類は何か？

A11 申請に必要な書類は次のとおりです。

- ①第5波対応中小事業者応援金交付申請書兼請求書
- ②本人確認書類の写し(法人の場合は法人登記事項証明書)
- ③確定申告書第一表または別表一の控え、所得税青色申告決算書の控え(個人事業主で青色申告を行っている場合)、法人事業概況説明書の控え両面2枚(法人の場合)
- ④営業許可証の写し(許可等を必要とする業種を営む者のみ)
- ⑤令和3年8月及び9月の売上高が確認できる売上台帳等
- ⑥振込先口座の通帳の写し
- ⑦信州の安心なお店認証制度審査結果通知書の写し(認証対象事業者のみ)又は新型コロナ対策推進宣言の写し

伊那市第5波対応中小事業者応援金 Q&A (よくある質問)

Q12 直近で同様の補助金の交付を市に申請しているが、添付書類を省略することはできないか？

A12 令和3年度に次に掲げる支援金等を申請して、今回提出すべき添付書類と同じものを提出している場合には、再度の提出を省略することができます。

- ①伊那市令和3年家賃支援給付金
- ②伊那市キャッシュレス推進補助金

Q13 具体的に対象になる業種はどこになりますか？

A13 全ての業種を対象とします。

但し、農業以外の事業収入がなく、農業を主たる事業とする場合には、農業による収入が給与等のその他の収入と比較して大きい方のみを対象とさせていただきます。(農業を副業としている場合は対象外です。)

また、公共法人のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体は本制度の対象外としています。

Q14 対象外としている公共団体とはどのような団体か？

A14 法人税法別表第一で定める国立大学法人、地方公共団体、土地改良区などが公共法人に該当します。なお、財産区は特別地方公共団体であるため、対象になりません。

Q15 市内に複数店舗を経営しているが、すべての店舗で申請できるか？

A15 複数店舗の申請はできません。1事業者(法人・個人の区分ごと)に1回のみ申請です。

Q16 申請窓口はどこか？

A16 伊那市役所 生活支援臨時相談室(本庁2階 商工振興課内)の窓口にて郵送または持参でご提出ください。

Q17 収益事業開始の届出をした人格のない社団等とはなにか？要件を満たせば受給可能か？

A17 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第8項に規定するもので、2020年3月以前から収益事業を行っており、同法第150条に規定する「公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出」を行っている団体のことです。事業収入減少の要件等を満たせば、当該団体が応援金を受給することも可能です。

Q18 第5波対応中小事業者応援金は課税の対象となるのか？

A18 課税の対象となります。

伊那市第5波対応中小事業者応援金 Q&A (よくある質問)

Q19 申請期間はいつからいつまでか？また、どのくらいで口座に振り込まれるのか？

A19 令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）までです。申請書は伊那市公式HPまたは伊那市役所生活支援臨時相談室（本庁2階 商工振興課内）の窓口でお渡しさせていただきます。なお、書類に不備等がない場合には、ご申請いただいた後、通常2～3週間程度で指定口座に振り込みが行われる予定です。

Q20 2020年に新規開業したが、応援金の対象者に含まれるか？

A20 2021年1月1日以前に開業されている方であれば応援金の申請が可能です。

Q21 Q. 交付申請書の「売上が減少した理由」欄はどのように記載すればいいか？

A21 下記の1～6のうち、主たる理由として最も当てはまるものを選択して、番号をご記入ください。

1. コロナの感染拡大により、お客の数または客単価が減少した。
2. コロナの感染拡大により、取引先からの発注量または発注額が減少した。
3. コロナの感染拡大により、取引先が減少した。
4. コロナの感染拡大により、原材料の調達が予定通りできなかった。
5. コロナの感染拡大により、イベント中止、異動や面会の抑制等で営業活動そのものが制限された。
6. 1～5に該当しないその他の理由（隣の欄に減少理由を直接ご記入ください。）

Q22 主たる事業として農業を営んでいるが、8月の大雨によって農作物が出荷できなくなり、対象期間（8月～9月）の合計事業収入が30%以上減少した。この場合、対象となるか？

A22 対象となりません。本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が減少した事業者の方を支援する制度ですので、新型コロナウイルス感染症以外の影響によって事業収入が減少した場合には対象となりません。そのため、新型コロナウイルス感染症による直接又は間接の影響であることがわかりにくい業種については、追加で影響が明らかにわかる書類のご提出を求め場合があります。

一例として、農業の場合には、直接飲食店等に納入している農産物の量が新型コロナウイルス感染症前後で減っていることがわかるように、飲食店への納品書の写しを求め場合があります。

Q23 2020年の確定申告書に、国の「持続化給付金」「雇用調整助成金」「伊那市家賃支援給付金」等の新型コロナウイルス関連給付金の受給額が、事業収入の雑収入に入っているがどうしたらいいか？

A23 2020年8月と9月の事業収入合計額と比較される場合は、両月に給付を受けた給付金額（雑収入分）を減じた額と、2021年8月と9月の売上高と比較してください。